

佐賀県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	の 区 域		
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字有浦上字 里三三九三番一地从先から 東松浦郡玄海町大字有浦下字 竹ノ下三七六九番三地从先まで	変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル
		後	三・二 一三・六	三二〇・二
	東松浦郡玄海町大字長倉字宿 ノ内一四九〇番一地从先から 東松浦郡玄海町大字諸浦字浜 の田三四九番地先まで	前	幅員 メートル	延長 メートル
		後	四八・三 一〇・六	一七二・一
東松浦郡玄海町大字長倉字宿 ノ内一四九〇番一地从先から 東松浦郡玄海町大字諸浦字浜 の田三四九番地先まで	前	幅員 メートル	延長 メートル	
	後	四八・〇 一〇・四	一七二・一	

線 加倉 飯屋 港 県道	
ノ内一五〇六番一地先まで 東松浦郡玄海町大字長倉字宿 里三三四七番一地先から 東松浦郡玄海町大字有浦上字	ノ内一五〇六番一地先まで 東松浦郡玄海町大字長倉字宿 里三三四七番一地先から 東松浦郡玄海町大字有浦上字
前	後
一三・六 四八・八	一三・六 四六・九
五四二・八	五四二・八